



市報

むらかみ

MURAKAMI

No. 88

2015年

7



主な内容

- 特集 第1回城下町村上春の庭百景めぐり…… 2～5ページ
- からだもこころも健康で暮らすために…… 6～8ページ
- 熱中症を防ごう…… 9ページ
- 介護保険制度改正…… 10～11ページ
- おしらせ版

高校卒業まで助成を拡充！

子ども子育て世帯を応援。9月から子ども医療費助成制度の対象を高校卒業(18歳に達する年度の3月末)までに拡充します。(詳細は14ページ)

(撮影：村上高等学校中庭 6月18日)

特集

第1回

城下町
村上

春の庭百景めぐり

新緑を感じて

「第1回城下町村上 春の庭百景めぐり」が5月1日から31日まで開催されました。

「町屋の人形さま巡り」「町屋の屏風まつり」に続く、まち歩きイベント第3弾は、町屋地区だけでなく、旧武家町地区や寺社など71軒が、庭・盆栽・山野草などを公開。この催しに、市内はもちろん全国各地から多くの観光客が訪れました。

この新たなイベントの魅力をレポートします。





ポスターのデザインに使用された中庭(長楽寺)



見事な中庭にうっとり(佐藤家)



茶の間から中庭をのぞく(富士美園)



黒門と庭(村上信用金庫)



テレビでも紹介されたツツジの垣根・中庭(岸家)



色とりどりの鉢植えの花々(竹石家)



下渡山を背景にした庭(奥村酒店)



蔵とマッチした中庭(町屋のギャラリーやまきち)



壮大なスケールの中庭(満福寺)



何色ものバラにリピーターが続出(井上家)



新たな催しが始まった

「この庭めぐりは、決して品評会ではありません。木や花を通してのひととひとの触れ合いも楽しんでほしい」と主催者である城下町村上庭の会長山口治雄さん（新町）のあいさつで開幕した「第1回城下町村上春の庭百景めぐり」。

開催に至る経緯

庭の会の事務局を担当している古川真嗣さん（村上町屋商人

会長）は、「昨年の屏風まつり」で一部の庭を開

放したところ、庭のファンが多いうことが分かりました。これは、単独でも開催出来るのではないかと思い、庭の会を立ち上げました。これまでの人形さま巡りや屏風まつりのように町屋地区だけでなく、旧武家町地区（羽黒口、二之町など）や寺社の人を声をかけ、何とか70軒あまりのご賛同いただき開催することができました」と、開催に至る経緯を話します。

また、会長の山口さんも「庭



開催に向け会合を重ねた庭の会の皆さん



主人自ら剪定している中庭（金光教村上教会）

を開放してもらうということは自分の敷地に見知らぬ人が入ってくる。トラブルなどを気にして賛同してもらえないかもしれない不安がありました。特に旧武家町地区は、まち歩きイベントは未開拓地なので、庭の会の皆さんの知り合いの人に声を掛け、賛同者を増やしていき「ました」と話しました。

実際に巡ってみた

開催中は晴天の日が続く、まち歩きの良い期間となりました。実際に庭の地図を片手に歩いてみると、吹く風が肌に心地よく、本当にすがすがしい。特



山野草展も開催されました（益甚酒店）

に今回初めてまち歩きエリアとなった旧武家町地区では、お城山の圧倒的な存在感に驚かされました。青々とした巨大なお城山をバックに多くの庭を拝見。地区の特徴である生垣をとりまわっている住宅が多く、閑静な佇まいがより一層新緑を引き立てていました。

お寺の庭では、今回のポスターのモチーフとなった長楽寺（羽黒町）の山居山に面した見事な庭園に、しばし目を奪われるほど。村上にもこのような壮大なスケールの庭があることに驚き、ほかの季節にも見てみたい思いに駆られます。

町屋の中庭（坪庭）は、家の中



新緑の中庭を眺めながらのお茶会（若林家住宅）

ます。家の中にいながら、光がそそぐ風情のある庭を見る。それだけで趣を感じ、落ち着きます。そのほか色鮮やかな花に彩られた庭、たくさんのお城山に囲まれた庭など、それぞれ特徴のある庭をいくつも拝見することができました。まちを歩いたことで、今回公開していないすてきな庭もたくさんあることがわかりました。

また、5月は村上では新茶の季節。庭めぐりと同時にこちらでお茶会も開催されました。鮮やかな新緑の中で新茶をたしなむ。北限のお茶どころ村上ならではの風物詩です。重要文化財若林家住宅でも4日間行われ、延べ334人が、新緑の庭を眺めながら、お茶を楽しみました。

庭めぐりへの

声

「とてもすてきでした。秋の屏風まつりにもぜひ来たくなりました」(埼玉県・50代夫婦)

「村上の新たな発見でした。すてきな庭を見ることができてとてもよかった」(市内・30代男性)



「屏風まつり、人形さま巡りも見ました。第3弾と聞いて来ましたが、見ごたえがあります。さわやかな風に誘われて小路を歩くこともうれしい」(胎内市・40代夫婦)

「ふつうは嫌がるのに、庭を開放して見せてくれるなんてすごいです。人情がありますね」(大畠市・50代夫婦)

「地元にいるけどこんな立派な庭があるとは思いませんでした」(市内50代女性)

「テレビを見てやってきました。特にお寺の庭は立派でした。村上の町並みも良かったです。」「三つ落ちていないことにも感謝しました」(新潟市秋葉区・40代女性)

(新潟市秋葉区・40代女性)

「3月の人形さま巡りも来ただけ、庭めぐりもやると聞いてまた来ました。村上はいろいろやってすごいと思う」(燕市・50代男性)



「まち歩きイベント第三弾と聞いてやってきました。食べ物もおいしいし、人も優しい。村上の大ファンです」(三条市・30代家族)

(三条市・30代家族)



このマップを手に観光客が巡った

開催をふりかえり

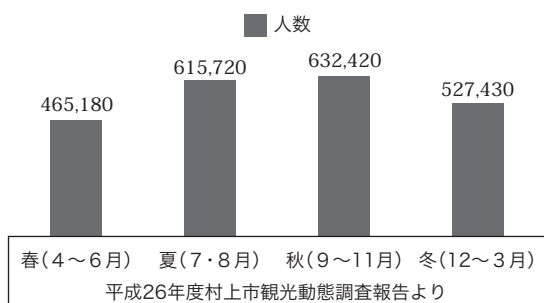
庭の会の山貝世津子さんは「天気にも恵まれたことが一番良かったです。人形さま巡りや屏風まつりは家の中が中心ですが、今回は庭ということ、開放感で新たな村上の魅力を見ることができました。旧武家町地区の通りにもぎやかになって良かったです」と振り返ります。「新茶の季節でもあり、お茶の会も好評で、着物姿で町を歩く人も多く見られました。次回はより多くのお茶会の方も広げていければいいと思います」と次回への意欲を語ります。

庭の会で事務局を担当した益田茂彦さんは、「旧武家町地区の人から、はじめは庭を見てもらうことが億劫(おくづ)だったけど、観光客とのふれあいが楽しくなってきたと聞いてうれしかった。やはり村上の人は、おもてなしの心があると感じた」と笑顔で話してくれました。

今後への期待

四季のうち、村上の観光客が少ない時期は春であることを

平成26年度 村上市四季別観光客数



ご存知でしょうか(右表参照)。この時期に開催される庭百景めぐりは、今後も継続して開催していくことで、通年の安定した観光集客の底上げも期待されています。

現に、今回庭を公開した重要文化財若林家住宅の5月の入館者数は、412人だった昨年に比べ、今年は767人と2倍近いものとなりました。

毎年、「町屋の人形さま巡り」は10万人以上、「町屋の屏風まつり」は3万人以上の人が訪れる大きなイベントになりました。この「春の庭百景めぐり」も今後に注目です。

庭を公開した皆さんの声

～開幕式から～

- ・村上の新たな良い宣伝になった。
- ・ありのままを見ていただけた。
- ・大成功の企画だった。
- ・地図がちよっと分かりにくかったのか、庭に入ってもいいのが迷っている人もいた。
- ・草むしりが大変でした。
- ・庭を公開するのが、ちよっと恥ずかしかった。
- ・旧武家町地区まで観光客が来てくれて良かった。
- ・天候に恵まれてよかった。
- ・観光客のマナーがとても良かった。
- ・日に日にお客様が来ることに楽しみなった。
- ・もっともったいいお庭があるのを公開していただくと人を広めていければいい。
- ・剪定が大変だったので、ごみ袋などの補助も助かります。



からだもこころも

●問い合わせ 保健医療課健康支援室
☎53-2111 (内線262)

健康で暮らすために

～健康むらかみ21計画(第2次)・村上市食育推進計画(第2次)を策定～

健康づくり
に取り組み
ましょう



健康支援室
伊藤保健師



近年、疾病全体に占める生活習慣病(がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病など)が増加し、寝たきり、要介護状態、要医療状態となり、介護や医療費にかかる費用が増大しています。本市においても、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事による肥満、生活習慣病の増加、特に壮年層のメタボリックシンドロームの増加、また自殺を含めたこころの健康についての問題も増加しています。

そこで、からだもこころも健康で暮らせる村上市を目指すために、健康づくりを総合的に据えた「健康むらかみ21計画(第2次)」と「村上市食育推進計画(第2次)」を平成27年3月に策定しました。平成34年まで取り組むこの計画内容についてお知らせします。

健康むらかみ21計画 (第2次)の基本理念

村上市は、村上市総合計画のまちづくりの基本目標として、「支え合い安心して暮らせる思いやりのまちづくり」を目指しています。「自分の健康に関心を持ち、よい生活習慣を身につけよう」をスローガンに市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むとともに、家庭や地域、関係機関が連携して取り組んでいきます。

重点分野別の目標(抜粋)

次の7つの重点分野に分けて、それぞれの目標を設定し、健康づくりに取り組めます。

○栄養・食生活

- ①1日3食、バランスよく食べる
- ②自分の適正体重を理解し、日々の活動量に見合った食



○身体活動・運動

身体活動や運動の重要性を理解し、日常生活の中で無理なく自分の体力にあった運動習慣を身につける

- ③毎日、野菜を350グラム食べる



○生活習慣病予防

- ①健(検)診の必要性を認識し、早期発見・治療のために、定期的ながん検診、特定健診、健康診断を受ける
- ②健康的な生活習慣を実践し、生活習慣病の発症、悪化を予防する

○たばこ・健康

たばこが身体に与える影響について正しく理解し、禁煙に努める



健康むらかみ21計画 (第2次) スローガン

自分の健康に関心を持ち
よい生活習慣を身につけよう

■健康づくりの7つの重点分野■



○休養・こころの健康

うつ病やこころの健康に関する正しい知識を持ち、適切な対処ができる

○歯と口腔の健康

- ① 1日3回の歯みがきと歯間清掃用具を使って、口腔内の状態を良好に保つ
- ② かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科受診をする

○介護予防

- ① バランスのよい食生活を心がけ、生活習慣病の予防をする
- ② 運動を習慣にすることで身体活動量の維持・向上を図る

- ③ 社会的な交流を図り、趣味などの生きがいを持つことで心身の健康を保つ

生涯を通じた健康づくり(抜粋)

人の一生を、妊娠期、乳幼児期から高齢期までの6つのライフステージにわけ、一人ひとりの行動目標を提案します。

○妊娠期

- ・適正体重を維持する

○乳幼児期(0～5歳)

- ・妊娠健診を定期的に受ける
- ・早寝早起きの習慣をつける
- ・歯磨き習慣を身につける

○学童・思春期(6～17歳)

- ・スポーツを通じて体力や社会性を身につける
- ・相談相手を見つける

○青年期(18～39歳)

- ・朝食をきちんと食べ、適切な量と質の食事をする
- ・自分に合ったストレス解消法を身につける

○壮年期(40～64歳)

- ・定期的に歯科健診を受ける
- ・運動習慣を身につける
- ・良い睡眠を確保し、十分な休養をとる

○高齢期(65歳～)

- ・筋力を維持し転倒予防に努める
- ・趣味や生きがいを持ち、積極的に社会参加する



食育推進計画

(第2次)の基本理念

私たちがよりよく生きていくためには、食は欠かせない大切なものです。規則正しく、栄養のバランスが整った食事をすることによって、健康な身体を保つことができます。

村上の風土や文化を活かしながら、市民一人ひとり、子どもから成人、高齢者までが、「食」について、自ら考えていくことが大切です。そのため、自分や家族の身体や生活習慣、食の安全性、食を取り巻く環境に関心を持ち、自分に必要な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を身につけることを目指し、「村上の食で育む健康な身体と豊かなこころ」をスローガンに、家庭、地域、関係機関が連携して食育を推進します。

ライフステージごとの健康づくり(抜粋)

妊娠期から高齢期までのライフステージごとの課題と現状をもとに、それぞれの特徴に応じた個人や関係機関、行政の取り

組みを設定して、食育の推進を図ります。

○妊娠期



【個人・家庭・地域】

- ・バランスの良い食生活を心がける
- ・禁酒、禁煙に努める

【行政】

- ・栄養バランスの指導を行う
- ・妊娠届時に「赤ちゃんとお母さんの身体の成長過程」を配布する

○乳幼児期(0～5歳)

【個人・家庭・地域】

- ・規則正しい生活リズムを身につける
- ・食事のマナーを伝え、感謝の気持ちをもつ

【行政】

- ・発育発達に合わせた栄養指導を行う
- ・「早寝、早起き、朝ごはん」を普及推進する



食育推進計画（第2次） スローガン

村上の食で育む
健康な身体と豊かなころ

■食育推進の4つのメニュー■

ライフステージ
ごとの健康づくり

村上の食の
理解と継承

食の安心安全

食を通じた
コミュニケーション
の充実



○学齢期・思春期（6～17歳）

【個人・家庭・地域】

- ・1日3回の食事で生活リズムをつくる

- ・旬の食材を使った食事づくりを心がける

【行政】

- ・親子料理教室や体験教室を開催する

- ・保護者向けの食育講演会を開催する

○青年期（18～39歳）

【個人・家庭・地域】

- ・健康診断を受診する
- ・適正体重の維持に努める

【行政】

- ・食育フェア、野菜レシピコンクールを開催する

- ・ファーストフードやコンビニ弁当の利用状況を把握する

○壮年期（40～64歳）

【個人・家庭・地域】

- ・がん健診や特定健診、歯科健診などを定期的に受ける

- ・食に関する知識や技術を次世代に伝える

【行政】

- ・健診後の健康指導を実施する

- ・糖尿病や高血圧の予防教室を開催する
- ・食生活改善推進委員を養成する

○高齢期（65歳～）

【個人・家庭・地域】

- ・1日3食、バランスよくしっかりと食へる

- ・介護予防事業に積極的に参加する

【行政】

- ・歯科健診（65歳・70歳）を実施する

- ・健康教室、介護予防教室を開催する



むらかみの食の理解と継承

①地産地消の推進

生産者・農林水産業団体・直売所などの連携により、市民が地場産物を身近に入手できるような仕組みづくり



りを行うとともに、市内の学校給食や福祉施設などにおける地域食材の利用促進を図ります

②食の文化の継承

地域の郷土料理の紹介や調理体験（味噌作りや塩引き鮭作りなど）を盛り込み、市民が「食」にふれる機会を積極的に設けます

食の安心安全

食の安全性をはじめとした食に関する知識と理解を深めるため、生産者、食品の加工に携わる事業者、消費者が連携を図り、食の安心安全を推進します。



食を通じたコミュニケーションの充実

乳幼児健診や保育園、幼稚園、学校において、家族で一緒に食事をしたり、料理を作ったりしてコミュニケーションを持つことの大切さを周知します。

地域や市民が主体的に実施する料理教室や食に関するイベントを支援します。

また、食を楽しんでいること

健康と食育

市では関係機関と連携しながら、市民の皆さんが身体もこころも健康的な生活ができるよう「健康」と「食育」の情報を発信し各種事業を展開していきます。将来世代を含めて「健康」と「食育」は非常に大きな役割を担っています。皆さん一人ひとりが「健康」と「食育」の重要性を認識し、健康づくりを進めて欲しいと思います。

この二つの計画は、保健医療課健康支援室、各支所地域振興課地域福祉室で閲覧できます。

また、市のホームページにも掲載されています。



の給食やお弁当を活用した取り組みを進めます。

生涯学習などを通じて、市民が食に関する体験活動に参加しやすい環境づくりを推進します。

熱中症を防ごう！

今年も暑い夏がやってきます。

昨年、全国における熱中症で搬送された人は、4万48人(6～9月)。村上市では、33人が搬送されました。

熱中症は、誰にでも起こるものですが、正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。熱中症を防いで、村上の夏を楽しく、快適に過ごしましょう。

●問い合わせ 消防本部警防課救急企画係 ☎53-7223(直通)

熱中症とは

- ・高温多湿な環境下で体内の水分や塩分のバランスが崩れたり、体温調整機能がうまく働かないことにより、筋肉痛、大量発汗、吐き気、倦怠感、意識障害などが起こります。
- ・急に暑くなったり、湿度が高いなどの環境条件と体調不良などが組み合わさり熱中症の発生が高まります。
- ・屋外だけでなく、就寝中など室内でも熱中症を発症することがあります。

熱中症は防げます

熱中症は、正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。

■水分・塩分補給

こまめに水分、塩分を補給しましょう。高齢者や障がい者、幼児は、のどの渇きを感じなくても水分補給をするように努めましょう。

■体調に合わせた取り組み

通気性の良い服装で過ごし、暑いと感じたら、保冷剤や氷・冷たいタオルなどで体を冷やしましょう。

■室内環境の改善

熱中症は、室内でも発症します。扇風機、エアコン、カーテンやすだれを使用し、適度な温湿度を保ちましょう。

■外出時の注意事項

日傘や帽子を着用して、飲み物を持ち歩きましょう。また、涼しい日陰でこまめに休息をとりましょう。

注意してほしいこと

■暑さの感じ方は人によって異なります。自分の体調変化に気をつけましょう

■熱中症発症者のおよそ半数は高齢者(65歳以上)です、喉の渇きを感じなくともこまめに水分補給をしたり、扇風機、エアコンを活用しましょう

■まわりが協力して、熱中症予防を呼びかけ合いましょう

■節電を意識するあまり熱中症予防を忘れないようにしましょう

熱中症救急搬送者状況

(平成26年6月～9月)

	新潟県	村上市
全搬送者数	973人	33人
65歳以上の人	460人	21人
65歳以上の人 が占める割合	47.2%	63.6%

高齢者の割合が多い村上市

これは簡単！

自分で作る 熱中症対策ドリンク

水1リットルに2グラム(小さじ1)の食塩を入れ、0.2%の食塩水をつくりま

す。
お好みで角砂糖を2～3個入
れるとおいしいです。



国民健康保険のお知らせ

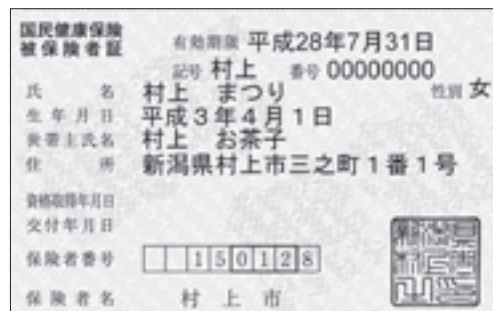
① 新保険証を世帯主に送付します

8月1日(土)から使用する新しい保険証(ベージュ色)を、7月下旬に国保加入者分をまとめて世帯主宛てに郵送します。8月になっても保険証が届かない場合や、保険証の記載事項に誤りがある場合は、担当までご連絡ください。

窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月10日(金)までに保健医療課国保室までご連絡ください。

また、保険証などを個人宛てに送付して欲しい場合や住民登録地以外の居住地に送付を希望する人は、「送付先変更届」の提出が必要です。運転免許証などの身分証明書と印鑑を持参の上、7月10日(金)までに窓口で手続きをしてください。

新保険証【ベージュ色】



② 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付について

入院や外来で自己負担額の軽減を受けることができる認定証です。あらかじめ認定証の交付を申請し、認定証を医療機関に提示すれば、同一医療機関での窓口負担は自己負担限度額までとなります。

申請をした月の1日から有効の認定証を発行します。8月に限度額の適用を受けたい人は8月中に申請を行ってください。

【70歳未満の人】

入院などの前に申請してください。

【70歳以上の人】

住民税非課税世帯の場合のみ「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

●問い合わせ 保健医療課国保室 ☎53-2111 (内線252~254)

③ 国民健康保険税の確定通知書を送付します

平成26年中の所得が確定しましたので、国民健康保険税の確定通知書を7月中旬に世帯主宛てに郵送します。

通知書には保険税額やその計算内容、納付方法などが記載されていますので、ご確認ください。

今年度は、保険税の税率の改定は行われませんでした。賦課限度額は税制改正による改定が行われました。(右表参照)

また、納付方法を変更したい場合は、お問い合わせください。

○保険税の税率および賦課限度額

	所得割率	被保険者 均等割額	世帯別 平等割額	賦課 限度額
医療分	7.5%	26,000円	12,400円	52万円 ※①
後期高齢者 支援金分	2.5%	9,900円		17万円 ※②
介護分	2.2%	13,000円		16万円 ※③

●賦課限度額が改正されました※①51万円→52万円
※②16万円→17万円 ※③14万円→16万円

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111 (内線223、224)

納付相談を受け付けています

国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を納期限までに納めることができない場合など、納付に関する相談を受け付けています。担当の職員が、現在の状況を確認し、それぞれの事情に合った納付計画と一緒に考えますので、ご相談ください。

●問い合わせ 税務課収納対策室 ☎53-2111 (内線213~215)



後期高齢者医療制度のお知らせ

① 新保険証を送付します

8月1日(土)から使用する新しい保険証(桃色)を、**7月下旬**に被保険者ごとに郵送します(申請は必要ありません)。

8月になっても保険証が届かない場合や、保険証の記載事項に誤りがある場合は、担当までご連絡ください。

また、窓口や簡易書留郵便での受け取りを希望する人は、7月10日(金)までに担当までご連絡ください。

新保険証 【桃色】

後期高齢者医療保険証	
有効期限 平成28年 7月31日	
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
姓 名	新潟市中央区新光町4番地1
氏 名	広城 花子 女
生年月日	昭和 8 年 4 月 1 日
取得年月日	平成 20 年 4 月 1 日
有効期限	平成 20 年 4 月 1 日
交付年月日	平成 27 年 8 月 1 日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 1 5 0 0 0 8 新潟県後期高齢者医療広域連合

医療費の自己負担割合について

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年中の所得に応じて医療費の自己負担割合を判定します。新しい保険証の「一部負担金の割合」の欄に記載されている割合は8月1日から1年間適用となる自己負担の割合です。

限度額適用・標準負担額減額認定証は

別に郵送します

住民税非課税世帯の人を対象に、窓口での自己負担額や入院時の食事代の軽減を受けることができる認定証です。

現在、認定証を受けていて、8月以降も対象となる人には、8月1日から使用できる認定証を保険証とは別に郵送します。

新しい認定証は、現在お持ちのものと同じ色ですので、病院などに提示する際は、交付年月日などを確認し、間違いのないよう注意してください。

内容をよく確認してください



国保室 富樫

●問い合わせ
保健医療課国保室
☎53-2111
(内線252~254)

② 後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付します

後期高齢者医療保険料額の決定通知書を**7月中旬**に郵送します。4月分の年金から仮に算定した保険料を納めている人には、平成26年中の所得が確定しましたので、今年度の正式な保険料額をお知らせします。

また、納付方法を変更したい場合は、お問い合わせください。

保険料の納付方法と納付時期

○4月以降の年金からすでに納めている人【特別徴収】

4月	6月	8月	10月	12月	2月
仮徴収			本徴収		

確定した年間保険料額から4・6・8月に納めた額を差し引いて、残った額を10月・12月・2月に分けて年金から納めます。

○7月から納付書または口座振替で納める人【普通徴収】

4~6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付なし	納付書または口座振替の納付								

確定した年間保険料額を平成27年7月から平成28年3月までの9回に分けて納めます。月々納める保険料額は、通知書に記載されていますので、ご確認ください。

●問い合わせ 税務課保険税係 ☎53-2111(内線223、224)

平成27年8月から

介護保険制度が変わります

■一定所得以上の人は介護サービスの自己負担額が2割に
これまで介護サービス費の1割としていた自己負担額が、65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の人は2割になります。

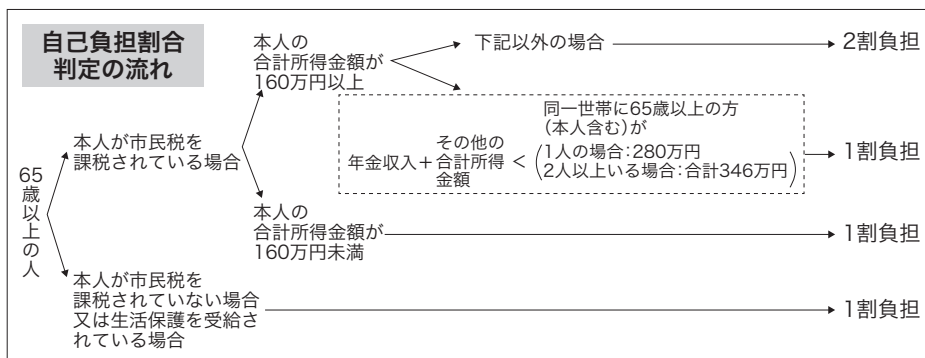
【2割負担となる人】

本人の合計所得金額(収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額をいいます)160万円以上の人。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、65歳以上(第1号被保険者)の人が2人以上いる世帯で346万円未満の人は1割負担のままとなります。

■負担割合証の交付

要介護・要支援認定を受けた人に利用者の負担割合(1割または2割)を示す証明書を交付します。介護保険被保険者証と

ともに介護保険サービスを利用するときに必要になります。



高額介護サービス費所得区分

区 分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する人がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯内のどなたかが市民税を課税されている人	37,200円(世帯)
世帯の全員が市民税を課税されていない人	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金を受給している人 ・前年の合計所得と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している人等	15,000円(個人)

※新設

■高額介護サービス費の上限額を引き上げ
介護サービスを利用する場合の自己負担には、月々の負担の上限が設定されています。1か月に支払った自己負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

所得の高い現役並み所得者に相当する人(同一世帯内に65歳以上(第1号被保険者)で課税所得(収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除などの地方税上の控除金額を差し引いた後の額をいいます)145万円以上の人がいる人は、負担の上限が3万7200円(月額)から4万4000円(月額)に引き上げられます。

■「特定入所者介護サービス費」を支給する条件を変更

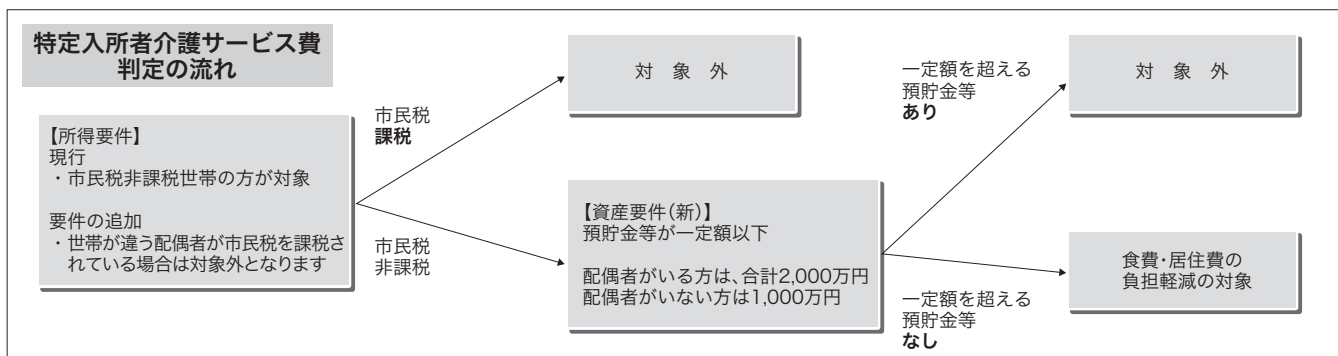
施設サービスの居住費と食費は、ご本人による負担が原則ですが、低所得の人については、食費と居住費の負担軽減を行っています。一定額以上の預貯金などの資産をお持ちの人などには、ご自身で負担いただくよう、基準の見直しを行います。

【変更点】

- ①配偶者が市民税を課税されている場合は対象外となります。(世帯が同じかどうかは問いません)
- ②預貯金などが単身1千万円、夫婦2千万円を超える場合は対象外となります。

●問い合わせ

介護高齢課介護保険室
☎ 53・21111
(内線3611363)



65歳以上の皆さんの

介護保険料が

変わります

■第6期介護保険事業計画を策定

65歳以上の人の介護保険料は、3年ごとに見直しを行っています。平成27年度から29年度までの保険料が決定しましたのでお知らせします。

■保険料が変更となる主な理由

①要介護認定者数と受給者数および給付費の増加が見込まれること

②市では、特別養護老人ホームの待機者の解消を図るため、地域密着型介護老人福祉施設の整備と、在宅での介護が困難な要介護者などへのサービス体制強化のため、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備を計画

しており、給付費の増加が見込まれること

③給付費に占める介護保険料での負担割合を21%から22%に引き上げる法律の改正が行われたこと

④介護報酬が平均2・27%引き下げられたこと

⑤国の標準段階が9段階に変更され、市では、さらに合計所得金額600万円以上の方を対象に段階を設定し10段階としたため

■平成27年度の介護保険料について

7月中旬に介護保険料の確定通知書を送付します。

なお、7月以降に65歳の誕生日を迎える人には、誕生日の翌月に送付します。

65歳以上の人の介護保険料

●平成26年度	
所得段階	年間の保険料額 (一月あたり)
第1段階	31,800円 (2,650円)
第2段階	31,800円 (2,650円)
第3段階	47,700円 (3,975円)
第4段階	63,600円 (5,300円)
第5段階	79,500円 (6,625円)
第6段階	95,400円 (7,950円)

●平成27年度～29年度			
所得段階	対象者	保険料率	年間の保険料額 (一月あたり)
第1段階	・生活保護や老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 ・本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.45	28,620円 (2,385円)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円超120万円以下の人	基準額×0.70	44,520円 (3,710円)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が120万円超の人	基準額×0.75	47,700円 (3,975円)
第4段階	本人が市民税非課税で（世帯に市民税課税者がいる）、前年の「課税年金収入額+合計所得金額」が80万円以下の人	基準額×0.90	57,240円 (4,770円)
第5段階	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる人	基準額	63,600円 (5,300円)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.25	79,500円 (6,625円)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.35	85,860円 (7,155円)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.55	98,580円 (8,215円)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上600万円未満の人	基準額×1.75	111,300円 (9,275円)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額×1.85	117,660円 (9,805円)

●問い合わせ

介護保険制度について

介護保険料の通知、納め方について

介護高齢課介護保険室 ☎53-2111 (内線361～363)

税務課保険税係 ☎53-2111 (内線223、224)

応援します!

子育て世帯 9月1日から 子ども医療費助成を拡充します

9月1日から、市の子どもの医療費助成制度の対象を高校卒業（18歳に達する年度の3月末）までに拡充します。

新たに対象となる場合の手続き

助成を受けるには新たに受給者証が必要となります。対象世帯の世帯主宛てに7月上旬に通知書を送付しますので、「お子さんの保険証」と「印鑑」を持参の上、福祉課または各支所地域振興課地域福祉室で手続きをしてください。

案内が届かない場合でも、対象となると思われる人は、担当までお問い合わせください。

現在受給対象になっている場合

現在受給者証をお持ちの中学生以下のお子さんについては、手続きの必要はありません。9月1日から使える新しい受給者証を8月下旬に送付します。

現行

入院、通院とも
中学校3年生まで

9月1日から

入院、通院とも
高校卒業（18歳に達する
年度の3月末）まで



私たち高校生も
対象になります

●問い合わせ

福祉課子育て支援室

☎ 53・2111（内線246）

望ましい教育環境を検討しています

全国的に少子化が進む中、小中学校の児童生徒数の減少により、学校規模（学級数および学級人数）の小規模化が進んでいます。

市でも少子化による児童生徒数の減少および学校小規模化は顕著となっており、将来を見据えた学校環境の検討が喫緊の課題となっています。

こうした現状を踏まえ、市教育委員会では学識経験者、地域住民の代表、保護者の代表、公募による市民代表などの委員19人と、大学の先生をアドバイザーとして委嘱し、昨年「村上市立小・中学校望ましい教育環境整備検討委員会」を立ち上げました。この委員会に、今後の本



望ましい教育環境を検討する委員会の皆さん



市内小学校の授業風景

市の児童生徒にとって望ましい教育環境のあり方や基本的方向性、また、その実現に向けた具体的方策などについての諮問をしました。

現在、委員会では、市の児童生徒数の現状や将来推計数値などのほか、今年1月末に国から示された「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を参考に、さまざまな角度からの検討・協議を重ねています。

今年度末までの答申を目指しています。

●問い合わせ

学校教育課教育総務室

☎ 72・6882

助け合いの力を高める

近年、全国的に自然災害が発生しています。高齢者や障がい者などの避難困難者に対する支援をどのように進めるかが課題となっています。

災害時要援護者支援とは

地震や水害などの災害の際に、支援や手助けが必要な高齢者、障がい者などの避難が困難な人（要援護者）を地域のみならず守ろうという取り組みです。

このためには、住んでいるところや、どのような支援が必要かを事前に把握し、「支援する側」と「支援される側」とで互いに申し合わせておくことが必要です。

災害時見守りカード

町内や集落などの自治会、自主防災会が、要援護者の緊急連絡先や避難時の支援体制を決めるなどの取り組みを行っています。市では要援護者の家族の連絡先や病気の有無、避難時の支援者などの情報を、「災害時見守りカード」にまとめ、自治会や民生委員と共有しています。今

年度も、自治会などが中心となって新たな要援護者の把握や見守りカード作りを行う予定です。

顔のわかる人との助け合い

災害時には、要援護者は孤立し、不安になります。このような場合に頼りになるのが、町内・集落の顔見知りの人やご近所の人です。

普段から地域の人と積極的にコミュニケーションを図りながら、助け合いの力を高め、災害時要援護者支援の体制づくりを進めましょう。



●問い合わせ

介護高齢課高齢福祉係

☎ 53・2111（内線367、368）

備えて安心！

救急医療情報キットを準備しよう

◎救急医療情報キットとは

万一の救急時に、救急隊員や医療機関が速やかに対応できるように高齢者や障がい者の情報を備えておくキットです。

「かかりつけ医」「おくすりカード（写）」「持病」などの医療情報や、「診察券（写）」「健康保険証（写）」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫のドアポケットに保管します。



◎申請方法

介護高齢課または各支所地域振興課の窓口へ申請書を提出してください。担当が救急情報の作成をお手伝いします。ご親族など代理人の申請もできます。

窓口にお越しになるのが困難な人は、ご連絡ください。

○持ち物

- ①印鑑（認印）
- ②緊急の時に連絡する人の住所・氏名・電話番号
- ③健康保険証
- ④救急医療情報キット申請書

（介護高齢課および各支所地域振興課にあります）

◎申請受付

平成27年8月3日(月)から

◎その他

救急医療情報キットは申請受け付け後、救急情報を作成した後にお渡しします（無料です）。これまでの「救急情報シート」は、「救急医療情報キット」と交換してください。

無料で作成できますので、この機会にぜひ準備しましょう



高齡福祉係 遠山

●問い合わせ

介護高齢課高齢福祉係

☎ 53・2111（内線367）

平成27年度 村上市成人式を開催します

- と き 8月15日(土) 午前10時～
 ところ 市民ふれあいセンター
 対 象 平成7年4月2日～平成8年4月1日生
 まれの人で、市内に住所を有する人、または
 市内出身者で就学および仕事などで住所
 を市外に移している人
 その他 対象者には、6月に案内を送付しました。
 案内がお手元に届いていない場合は、お
 問い合わせください



地元産業の魅力を発信

PRブースを開設しますので
 気軽にお立ち寄りください。



●問い合わせ 生涯学習課社会教育推進室(マナボーテ村上内) ☎53-2446

第17回 かみはやし穀菜マラソン参加者募集



- と き 9月6日(日) 午前8時受け付け開始
 スタート・ゴール パルパーク神林(神林総合運動公園)
 参加資格 小学生以上の健康な人ならどなたでも参加できます。
 (保険証を必ず持参してください。コピー可)
 参 加 料 小・中学生、高校生 1,000円 一般 3,000円
 申込期限 7月24日(金)※当日消印有効
 申込方法 ・所定の申込用紙に必要事項を記入し、参加料を添え
 て申し込んでください。
 ・郵送で申し込む場合は、申込用紙と一緒に参加料を
 現金書留または郵便定額小為替にて送金してくだ
 さい。
 ※申込用紙は、神林農村環境改善センター・各地区体
 育館にあります。また、市ホームページ(トップペー
 ジのイベント・募集)からダウンロードできます
 ※未成年者の場合は保護者の同意が必要です
 申し込み先 各地区体育館

種目	部 門	
2 km	1	小学校1～6年生男子 (1～3年生、4～6年生別)
	2	小学校1～6年生女子 (1～3年生、4～6年生別)
3 km	3	中学生男子
	4	中学生・高校生・一般女子
5 km	5	一般男子(高校生含む)
	6	一般女子(高校生含む)
10 km	7	一般男子(高校生含む)
	8	一般女子(高校生含む)

ボランティアも募集中

大会当日のボランティアを募集して
 います。
 ご協力いただける人は、事務局まで
 ご連絡ください。

●問い合わせ かみはやし穀菜マラソン事務局(神林総合体育館内) ☎66-8119

重度心身障害者医療費助成制度(県障)のお知らせ

重度心身障害者医療費助成制度(県障)は、重度心身障がい者の医療費や入院時の食事療養費(標準負担額減額認定証を持つている人)、訪問看護医療費を助成する制度です。

自立支援医療など、ほかの医療費の軽減制度が受けられる場合は、そちらが優先されます。

※転入してきた場合は、申請が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■利用できる人

- ①身体障害者手帳1級～3級の交付を受けている人
 - ②療育手帳Aの交付を受けている人
- ※一定以上の所得があると助成停止となります

■助成の受け方

「受給者証」を健康保険証とともに医療機関の窓口提示することで、一部負担金だけの支払いとなります。

【一部負担金】

医療機関ごとで月ごと

外来	1回	530円
入院	1日	1200円
訪問看護	1日	250円

(月4回まで負担)
※調剤薬局へ支払う額は無料です

■医療費の払い戻し(償還払い)

- ①治療用装具を購入したとき
- ②入院時生活療養費(住民税非課税世帯の場合)を支払ったとき
- ③県外の医療機関を受診したときなどは、申請をすると後日、自己負担額を超えた金額を還付します。

現在、受給者証をお持ちの人に、8月末までに新しい受給者証を送付します。



福祉政策室 貝沼

●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111 (内線247)

または各支所地域振興課地域福祉室

村上市心身障害者福祉金が支給されます

■受給対象となる人

平成27年7月1日現在で次の①～⑤すべてに該当する人が対象です。

- ①身体障害者手帳1～3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
- ②市民税が非課税で、公的年金および手当(※)の支給を受けていない人
- ③1年以上市内に住所を有している人
- ④施設に入所していない人
- ⑤生活保護を受給していない人

※公的年金とは、老齢基礎年金、老齢厚生年金、共済年金、障害基礎年金、障害厚生年金、遺族基礎年金、遺族厚生年金、恩給など

手当とは、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、児童手当など

■申請に必要なもの

- ・心身障害者福祉金支給申請書(福祉課および各支所地域振興課地域福祉室にあります)
- ・振込口座の通帳
- ・印鑑

■福祉金の額

【身体障害者】

1級	5万円
2級	4万円
3級	3万円

【知的障害者】

A判定	5万円
B判定	3万円

【精神障害者】

1級	5万円
2級	4万円
3級	3万円



●問い合わせ 福祉課福祉政策室

☎ 53・2111 (内線247)

または各支所地域振興課地域福祉室

エコで地球にやさしい生活を！

住宅用太陽光発電システム設置費補助金 木質バイオマスストーブ設置費補助金 **先着順** で受け付けています

「住宅用太陽光発電システム設置費補助金」および「木質バイオマスストーブ設置費補助金」の申込期間を延長して、引き続き受け付けを行っています。

なお、先着順で補助金の交付決定を行い、予算枠に達した時点で終了となりますので、希望される人は早めにお申し込みください。

6月15日現在の申し込み受け付け可能額



住宅用太陽光発電システム設置費補助金
約1,000万円(約25件分)



木質バイオマスストーブ設置費補助金
約160万円(約16件分)

※詳しくは、市報5月1日号の9ページをご覧ください、担当までお問い合わせください

●問い合わせ 環境課新エネルギー推進室 ☎53-2111(内線275)

平成26年度 情報公開および個人情報保護条例運用状況

平成26年度中に条例に基づいて行われた情報公開および個人情報開示などの請求件数や処理状況などを公表します。

■情報公開実施件数

情報公開請求件数			17件
	(公開 件数)	全部公開件数	8 件
		一部公開件数(※ 1)	9 件
	(非公開 件数)	非公開件数	0 件
		不存在等件数	0 件
不服申立件数			0 件
審査会への諮問件数			0 件
訴訟件数			0 件
公文書公開申出件数			11件

■個人情報開示等件数

個人情報開示請求件数	5件
訂正および利用停止請求件数	0件
不服申立件数	0件
是正申出件数	0件
審査会への諮問件数	3件
訴訟件数	0件

(※1) 1件で複数文書の公開請求があったもののうち、文書ごとに「全部公開」「一部公開」「不存在等」など、処分が異なった場合は「一部公開」として計上しています

●問い合わせ 総務課総務・危機管理室 ☎53-2111(内線314)



包括支援センターだより

シリーズ「認知症」
～住み慣れた地域で
安心して暮らしていくために～



認知症かもしれないと思ったら

「年だから」「治らないから」と考えずに、少しでも「おかしいな」と思ったら、地域包括支援センターのほか、ご本人のことを普段から診ているかかりつけ医などに相談することが大切です。

■早期受診・早期発見が大切■

★適切な治療や内服を早い段階から行うことで、進行を遅らせることができる場合があります。

★早く治療を始めることで、自分らしい生活を長く続けることができます。

■受診について家族からよくある相談■



物忘れが目立ってきたので、親を専門病院に受診させたいのですが、親は「私は忘れてなんかいない」「病院に行く必要はない」と言い張り、困っています。

最初は家族だけで専門医療機関の医療相談員に相談してみてもいいでしょうか。また、「よいお医者さんがいる」「念のための検診を」「ボケたら困るので一度受診を」など、認知症での受診とは言わずに誘ってみる方法もあります。



社会福祉士 八幡

●問い合わせ 介護高齢課地域包括支援センター ☎53-2111(内線365)または各支所地域振興課地域福祉室

踏切拡幅工事に伴う交通規制のお知らせ (全面通行止め)

市道桃川牧目線道路改良工事に伴い、牧目地内において小色部踏切拡幅工事が実施されます。そのため下記期日の間、小色部踏切が全面通行止めとなります。

ご不便をお掛けしますがご理解・ご協力をお願いいたします。



【全面通行止期間】 平成27年7月13日(月)午前9時～平成27年12月末まで

※工事が早期に完了した場合は即時開放いたします

※迂回路につきましては現地案内看板をご覧ください

●問い合わせ

建設課整備室

☎53-2111(内線523)

このコーナーは、市内の協働の取り組みや話題・活動などを紹介します。



20周年の感謝をこめて！

5月24日(日) 市民ふれあいセンター



今年で開館20周年を迎えた市民ふれあいセンターでは、記念事業の「201春フェス感謝祭」を開催。ステージイベントでは、獅子舞やダンス、地元バンドライブなどが行われました。屋外広場の縁日コーナーでは、金魚すくいやスーパーボールすくいで子どもたちのはしゃぐ姿が。手作り雑貨店や飲食店のブースもあり、終日家族連れなどで賑わいました。

学校と地域が一体となった大運動会

5月30日(土) 三面小学校グラウンド



三面小学校、三面地域まちづくり協議会、地域住民で実行委員会を組織し、学校と地域が合同で初めての「三面大運動会」を開催。「地域と協力 思い出の大運動会」をスローガンに掲げ、子ども、PTA、地域住民が一堂に会して様々な種目を競いました。当日は朝日音頭を全員で踊ったり、もちまきなども行われ楽しい一日を過ごしました。6年生の児童は「来年も参加したい」と笑顔で答えてくれました。

むらかみ 話題

歴史をしのぶ初夏の茶会 ～お幕場茶会～

5月24日(日) お幕場森林公園



村上藩当時、お幕場が遊園、行楽の場であったことをしのび、毎年5月に開かれているお茶会。今年も新緑の松林の中で4つの茶席が設けられ、市内外から訪れた人たちは、初夏の少し汗ばむ陽気の中、お茶と趣のある情景を楽しみました。

大池を花でいっぱい

5月24日(日) お幕場・大池公園



砂山地域まちづくり協議会(神林地区)の花いっぱい事業として、白鳥の飛来する大池にアヤメの苗300株を約90人の参加者で植栽しました。参加者は、「花が咲くのは来春になりますが、白鳥シーズン以外にも多くの人に訪れてもらえるように大池をもっと花で飾っていきたい」と話していました。

手と手をつないでイベント開催

6月14日(日) ゆり花会館



「さんぼく軽トラ市」と「さんぼく福祉まつり」が同時開催され、約1,000人の来場者で賑いました。

来場者は、地域の皆さんによる芸能やパフォーマンス披露を楽しみながら、各店に並んだ海の幸や山の幸を買い求めました。

「さんぼく軽トラ市」についてはこれから月1回開催し、地域の魅力を発信していく予定です。

ウェブで検索してみね。
紹介している以外の記事も載っています。



大はしゃぎの子どもたち！水泳シーズン幕開け

6月1日(日) 荒川温水プール



荒川温水プールがオープンし、この時を待ちわびた大勢の子どもたちで連日賑わいを見せています。

室内には25メートルプールのほか、児童用や幼児専用など3種類のプールがあり、子どもたちは自分のレベルに合ったプールで思いっきり水遊びを満喫していました。

※今シーズンの営業は、9月20日(日)までです

スポーツで笑顔に

6月14日(日) 多目的グラウンドほか



愛ランドあさひが主催の「あさひスポーツフェスタ」が開催され、およそ450人が参加。大人たちは、10チームがソフトボール大会で熱戦を繰り広げ、子どもたちはスラックラインやキックターゲットなどでスポーツを楽しみました。真夏日となったこの日は、水鉄砲大会が大盛況で子どもたちの笑顔が輝いていました。

命を大切に！

6月12日(金) 金屋保育園



交通安全協会荒川支部が地区内の保育園で「交通安全教室」を開催。紙芝居や腹話術、アニメ上映など、園児たちの興味を引く仕掛けで、横断歩道の渡り方や交通マナーを楽しくわかりやすく伝えました。指導員の臼井百合子さんは「交通安全に気を付け、命を大切にしたい」と話していました。

みんなの笑顔と安心のために

●問い合わせ 福祉課福祉政策室
☎53-2111 (内線245)

～身体障がいを理解する～

一人ひとりに合わせた接し方で

身体障がいは、手足の障がいである肢体不自由のほか、聴覚・視覚・言語・内部障がい(心臓・腎臓などの病気からくるもの)といった目に見えない障がいも含まれます。

障がいのある人にとってやさしいまちづくり『バリアフリー』の考え方が徐々に社会に浸透されてきて、身体に障がいを持つ人と接する機会が増えてきました。

一人の人として敬意をはらった態度が大切です。不自由さを感じているところは一人ひとり違います。「～はどうしましょうか」といった決定権を尊重した対応が大切です。

一方的な手助けではなく、“助けたり助けてもらったり”の交流は人間関係を豊かにします。



●●●まちで見かけたら声をかけてみてください●●●

図書館ひろば

村上市立中央図書館 ☎53-7511

【中央図書館新着図書】

- ◆ 蒼天いゆ (葉室麟)
- ◆ BLOOD ARM (大倉崇裕)
- ◆ 深紅の断片—警防課救命チーム— (麻見和史)
- ◆ 八万遠 (田牧大和)
- ◆ 君が笑えば (小手鞠理)
- ◆ マインド (今野敏)
- ◆ 長いお別れ (中島京子)
- ◆ 中島ハルコの恋愛相談室 (林真理子)
- ◆ 中年だって生きている (酒井順子)
- ◆ 世界は終わりそうにない (角田光代)
- ◆ 振り回されない生き方 (香山リカ)

◆中央図書館7月の休館日◆

月曜日 6日、13日、27日
第2金曜日(館内整理日) 10日
祝日振替休館日 21日
※中央図書館の開館時間
火曜～金曜 午前9時から午後7時まで
土・日・祝日 午前9時から午後5時まで

- ◆ がんにならないのはどっち? (秋津壽男)
- ◆ 必要十分生活 (たっく)
- ◆ みんなが知っていた! 老後のお金 (TAC出版編集部)
- マザーランドの月 (サリー・ガードナー)
- ふりかえれば名探偵 (杉山亮)
- 不思議駄菓子屋銭天堂 4 (廣嶋玲子)
- とうもろこしくんがね… (とよたかずひこ)
- ぞうのなみだひとのなみだ (藤原幸一)
- 調べ学習ナビ 社会科編 (山本紫苑)
- じゃんけん学 (稲葉茂勝)

◆…一般書 ○…児童書

夏休み 図書館イベント 「工作大好き」参加者募集

今年も図書館の本を使った工作教室を行います。

- 日時 ①7月29日(水) ②8月5日(水) ①②とも 午前10時30分～正午
- 内容 ①小学生男子注目! ペットボトルで本格空気砲
②小学生スイーツ部 フェルトでつくる簡単スイーツ
- 定員 ①②とも市内小学生各5人 ※定員を超えた場合は抽選となります
- 申し込み受付期間 7月4日(土)～15日(水) 月曜日と第2金曜日を除く。
- 申し込み先 市中央図書館にある申込用紙をご記入のうえ、カウンターに提出してください。
電話での申し込みは受け付けいたしません。



氏名(ふりがな)	届出人	町内会名または住所	氏名(ふりがな)	届出人	町内会名または住所
村上地区			神林地区		
心春(こはる)	阿山	岩船上町	沙百合(さゆり)	忠相	指合
久美子(くみこ)	平	八日市	輝奈(かな)	馬	宿田
縁(えん)	山	堀片	夏蓮(かれん)	藤	上助
妃由(ひより)	茂	岩船横新町	創(そう)	後	淵
悠人(ゆうと)	川	下山田	杏里(あんり)	野	塩谷
航成(こうせい)	建	南町二丁目		佐	松沢
和花(わか)	大	羽黒町			
楠智(なち)	富	飯野三丁目	朝日地区		
茉緒(まお)	菅	大欠	多恵(たえ)	大貝	小揚
龍晴(りゅうせい)	原	八日市	ひまり	齋	場沢
叶聖(とうま)	須	南町一丁目	悠愼(はるま)	田	大板屋
愛子(めいこ)	橋	天神岡	芽(めい)	沼	越
陽向太(ひなた)	藤	安良町	真平(しんぺい)	田	黒田
武侍(むさし)	福	瀬波上町	美穂(みほ)	保	大場
秀吾(しゅうご)	山	杉原	美和(みわ)	高	沢
陽葵(ひまり)	本	松原町二丁目		高	猿沢
来輝(らいき)	野	杉原			
咲心(さら)	藤	岩船地藏町	山北地区		
蒼梧(そうご)	摩	山居町一丁目	佳音(かのん)	渡	大谷
	本		芽生(めい)	辺	沢
				隆	府
				貴	屋
				幸	駅前
				裕	通
荒川地区					
栗己(かんな)	高	名割			
聖愛(せあ)	高	坂町住宅			

氏名	年齢	町内会名または住所	氏名	年齢	町内会名または住所	氏名	年齢	町内会名または住所
村上地区			荒川地区			朝日地区		
片岡生二	91	鍛冶町	森川敬策	83	荒島	板垣安子	92	寺尾
小山富美江	77	学校町	大遠小	64	下鍛冶屋	大横山	90	蒲萄
瀬山山田	86	岩船横新町	小館山	64	坂町江	中板山	60	関口大須戸
佐藤賀	88	山辺里	三小	88	海老江	板垣	89	大根
滝藤	85	菅沼	小館	88	大津	板垣	94	関口
大稲	97	天神岡	三	94	長政	板垣	87	大須戸
平葉	78	下相川	相	96	大津	高	78	布部
富田	89	岩船上浜町	室	93	荒屋	川	82	川端
志田	74	瀬波温泉二丁目	遠	80	金屋	藤	42	松岡
竹内	87	瀬波温泉二丁目	神林地区			大	89	茎太
野寺	91	片町	塚原	62	葛籠山	板	85	高根
伊藤	84	瀬波温泉二丁目	南間	102	松沢山	白	87	あけぼの
本藤	83	松波町	野澤	98	塩谷	相	93	早稲田
三間	77	小谷	松井	96	南田中	福	88	猿沢
鈴浦	74	肴町	坂川	91	有明	飯	93	岩沢
高橋	85	新町	瀬	90	福田	山北地区		
澁谷	75	大欠	鈴	79	牛屋	富	91	鵜泊
山橋	77	長井町	中	82	里本庄	河	84	大毎
富山	89	松原町一丁目	加	97	宿田	富	73	府屋学校町
田橋	89	新町	岸	87	北新保	本	75	温出
相馬	99	山辺里	渡	88	桃川	富	85	杉平
富田	87	山居町一丁目	増	57	牧目	間	91	雷
高田	82	瀬波中町	石	85	牛屋	加	74	碁石
	93	飯野桜ヶ丘	板	90	殿岡	大	89	寝屋
	67	瀬波中町				斎	93	越沢
	84	羽下ヶ淵						

※5月11日から6月10日までの届け出です(敬称略)※保護者やご遺族などの了解を得て掲載しています

人口と世帯数(6月1日現在)
()内は前月比

人口  30,718人(△30)  33,362人(△39) 計64,080人(△69)  23,061世帯(6)

今月の市民キッズモデル

今回の紙面を和ませくれたのは、
岩船保育園に通うこの2人！

じょうくん

【好きなもの】
キウイフルーツ
【おとなになったら】
けいさつ官



ゆわちゃん

【好きなもの】
リンゴ
【おとなになったら】
プリンセスプリキュア



市報むらかみは、資源保護のため
再生紙と環境にやさしい大豆インクを
使用しています。

編集・発行 ●本紙掲載記事の無断転載を禁じます
村上市政策推進課
〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号
☎0254(53)2111 内線534 FAX 0254(53)3840

むらかみ話題ワンモアショット!



スローフードフェスタinさんぽく2015夏開催

6月7日(日) ゆり花会館



「さんぽくごっつお物語協議会」主催による、初夏のめぐみを味わう「スローフードフェスタ」が行われました。参加者は大正琴の音色に包まれた会場で、地元の旬の魚や山菜などを用いた田舎懐石を目でも楽しみながら一品一品堪能しました。イベントは秋にも開催する予定です。

集まれ むらかみ元気 スマイル

わが子の笑顔を皆さんに届けてみませんか。小学校入学前までのお子さんの写真を大募集します。(市内在住者に限ります)
①住所②お子さんの名前(ふりがな)③生年月日④保護者氏名⑤電話番号⑥縦写真(2MB以内)をメールで送付してください。

メール: seisaku-k@city.murakami.lg.jp

※投稿後、1週間以内に受け付けの確認メールを返信します。届かない場合は、政策推進課にお問い合わせください



塚野 菜奈ちゃん(左)
平成23年10月22日生

塚野 杏奈ちゃん(右)
平成27年2月24日生
(下鍛冶屋)



桐生 旺多くん
平成26年9月9日生
(坂町)



田村 琉愛ちゃん(左)
平成25年7月30日生

田村 啓我くん(右)
平成24年5月8日生
(山居町2丁目)



齋藤 聖来ちゃん(左)
平成25年3月27日生

齋藤 竜くん(右)
平成21年3月3日生
(山屋)

編集後記

◆今回特集した春の庭百景めぐり。見開きページがカラーになっていることにお気づきでしょうか。今年度から年6回ですが、カラーページを2ページ増やすことができることになり、今回が初めてのカラー4ページでの発刊です。やはりカラーは紙面を引き立てますね。今後も「ここぞ」という号でカラーページを使用し、より魅力ある広報紙をお送りします。①

むらかみ情報ねっと・子育てメールマガジン

メールでいつでもどこでも情報をキャッチ!
<http://www.city.murakami.lg.jp/mobile/mailmaga/>
右のQRコードで読み取る
だけで簡単アクセス



ホームページアドレス <http://www.city.murakami.lg.jp>
メールアドレス info@city.murakami.lg.jp